

## 災害に強いアジアに向けて： アジア防災閣僚級会議の開催



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

### 1 アジア防災閣僚級会議とは

アジア防災閣僚級会議とは、アジア各国の防災を担当する閣僚級が集い、各国での「仙台防災枠組 2015-2030」（2015年3月に採択）の実施状況や推進方策について意見交換を行う会議です。毎年、アジア各国における災害リスク被害を軽減するための取組の成果と課題を共有し、今後起こり得る災害への対策を総括するため開催されます。

今年で第8回目となる当会議は、モンゴル政府とUNISDR（国連国際防災戦略事務局）の共催により、モンゴル・ウランバートルにおいて、7月3日から5日の日程で開催されました。約50カ国と地域から約3000人（事前の参加登録人数）が参加しました。日本政府からは、あかま副大臣が代表として会議に出席しました。

### 2 会議の概要

#### 1. 閣僚級セッション

日本政府を代表して、あかま副大臣から「仙台防災枠組」の支持及びその実施に向けて日本の取組を紹介するスピーチを行いました。日本は仙台防災枠組の優先行動1

「リスクを理解する」への取組を重視し、南海トラフ地震に対する防災政策を推進することを述べ、防災政策の基本である仙台防災枠組のターゲットE：防災戦略についても日本のDRRガバナンスを紹介し、実践例として先導的な役割を果たしたい旨を述べました。

#### 2. テクニカルセッション2 「防災ガバナンス」

災害リスクを管理するための防災政策の強化「防災ガバナンス」をテーマとして、あかま副大臣が議長を務め、UNISDR水鳥代表を含む5人のスピーカーと司会の参加を得て、仙台防災枠組の優先行動2「災害リスク軽減のためのリスクガバナンス」に関する課題や取組状況、ターゲットE「2020年までに国・地方レベルの防災戦略を作成する国を増やす」を2020年までに実現することについてパネルディスカッションが行われました。本セッションでは、

議長より①長期的な防災に関する戦略を国・地方政府で打ち立てることの重要性、②地方政府・地区レベルの取組強化が重要な役割を示すこと、③女性、高齢者、障害者の参画を得た包摂的なアプローチへの取組が不可欠であることを指摘しました。

#### 3 その他

今会議では、田嶋熊本県副知事が、Build Back Better（より良い復興）に関するセッション、高橋仙台市副市長が、International Recovery Platformに関するセッションでスピーチを行いました。

今次会議の成果としては、「ウランバートル閣僚宣言」「アジア地域行動計画 2018-2020」が取りまとめられました。日本政府として、「仙台防災枠組」のさらなる推進に向けて取り組んで参ります。



閣僚級セッション



モンゴル政府との会談

## 迅速・的確な救助のために： 災害救助法の改正



内閣府（防災担当）被災者行政担当

東日本大震災、平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、いつ起こるか分からない災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に関する制度を創設することとする「災害救助法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 52 号。以下「改正法」といいます。）」が平成 30 年 6 月に成立し、公布されました。ここでは、この改正法について紹介いたします。

### 1 改正法の経緯

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の対応の中で、災害救助の役割に関する課題が改めて認識され、平成 28 年 12 月に中央防災会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループがとりまとめた「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」において、「より迅速、的確な救助の実施、災害救助の事務を円滑に行うという観点から、現行法による救助の実施体制や広域調整の在り方についても検討すべきである」という指摘がありました。その後、平成 29 年 12 月にとりまとめられた災害救助に関する実務検討会

の最終報告や、平成 30 年 2 月から宮城県、愛知県及び兵庫県で行った大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場における実務的検討を踏まえ、検討を行いました。

改正法は、こうした検討を踏まえ、現行の事務委任制度に加えて、財政負担を含めた事務処理能力があり、都道府県としっかり連携できる指定都市に限り救助実施市として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）における救助の主体とする制度を創設することにより、より円滑かつ迅速な救助を可能とするものです。

改正法は、平成 30 年 5 月 8 日に閣議決定、同日に衆議院に提出され、衆参両院での審議を経て、同年 6 月 8 日に全会一致をもって可決・成立、同 15 日に公布されました。

### 2 改正法の概要

#### (1) 救助実施市の長による救助の実施

救助実施市（その防災体制、財政状況等を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）

の長が、その区域内において災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助を行うものとなりました。

#### (2) 都道府県知事による連絡調整

都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した災害に際し、救助に必要な物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者等との連絡調整を行うものとなりました。

#### (3) 救助に要した費用の支弁区分

救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁するものとなりました。

#### (4) 国庫負担

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が政令で定める額以上となる場合に、その一部を負担するものとなりました。

#### (5) 災害救助基金

救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないものとなりました。

都道府県及び救助実施市の災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県の地方税法に定める普通税の収入額の決算額を基に算定した額とし、災害救助

基金がその最少額に達していない場合は、政令で定める金額を当該年度において積み立てなければならないものとなりました。

## (6) 改正法の施行日

改正法は、一部の規定を除き、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとなりました。

## 災害救助法の一部を改正する法律の概要

内閣府（防災担当）

平成 30 年 6 月 15 日公布

### 災害救助法

一定規模の災害に際しては、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助を都道府県知事が行うとともに、救助に要した費用の一部を、国が負担することを規定。

### 法律の概要

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設。

#### 1. 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市<sup>\*</sup>を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。

※ 指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。

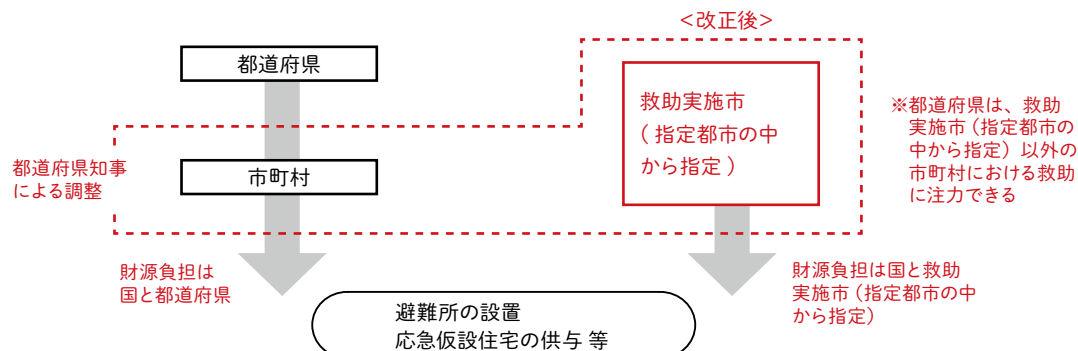
#### 2. 都道府県による調整

都道府県知事は、救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

#### 3. 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

※ 災害対策基本法第 72 条第 1 項に定める都道府県知事の指示権等について、変更はなし。



### 改正効果

最大 2,700 万人（全国 20 指定都市の総人口）の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果が期待できる。

### 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日



## 防災活動に「笑い」を取り入れ、地域の防災意識の向上に貢献

高知県高知市立南海中学校は災害への備えを地域に広げるため、伝統芸能を活かした防災活動などに取り組んでいます。

### 高知市立南海中学校



内閣府(防災担当)普及啓発・連携担当

南海トラフ地震は、太平洋沖を震源とし、最大震度7の揺れと大津波によって、関東から九州にかけて大きな被害をもたらすと想定されています。この巨大地震によって深刻な被害を受ける可能性の高い県の一つである高知県では、揺れと津波で最大42,000人以上が被災すると予測されています。

その高知県で、住民との絆を深めることで地域の防災意識向上に取り組んでいるのが高知市立南海中学校(生徒数201名)です。同校は太平洋に面する土佐湾の海岸線から約800mに位置しており、南海トラフ地震が発生した場合には津波が30分~1時間で到達し、校区の60%以上が被害にあうと予測されています。

防災活動を本格的に始めるきっかけとなったのは、平成23年(2011)の東日本大震災です。同地域にも大津波警報が発令されたにもかかわらず避難する人は少なく、一部の生徒や住民が津波を見物に海岸へ行くなど、防災意識の低さが明らかになりました。こうした状況に危機感を持った同

校は、南海トラフ地震に備えた防災教育の一環としてNSP(Nankai Survival Project)を開始しました。

同校の隅田哲正教頭はその目標を次のように説明します。

「生徒が災害時に自分の命を守り、安全を確保できる力を身に付けるとともに、地域のために主体的に行動できるようになることを目指しています。そのために、生徒が中心となり、住民と協力しながら活動を進めています。」

主な活動の一つが、防災イベント「防災フェア」です。同フェアは3年生全員と約20名の生徒で構成されるNSP実行委員会が中心となり、平成24年以来、毎年開催されています。消防署、警察署、自衛隊、日本赤十字、自主防災組織など地域の関係機関の支援を受け、初期消火や応急手当の訓練、起震車体験、避難シミュレーションゲーム、炊き出し試食会、着衣水泳などが行われ、地域内外から毎年700人以上が参加します。

防災フェアでは、NSP実行委員会による「防災にわか」の上演も行っています。「にわか」とは、



「防災にわか」を上演する生徒たち

江戸時代に大阪で生まれた即興の寸劇で、高知県室戸市の神社の奉納行事として上演される佐喜浜俄(さきはまにわか)は、国の無形民俗文化財にも指定されています。「防災にわか」は、この佐喜浜俄から着想を得て作られました。生徒たちが演じる「校長先生」「戦国大名の長宗我部元親」「坂本龍馬」によるユーモア溢れるやりとりで、防災の大切さを訴える話となっています。

『「防災にわか」を始めた当時の教職員は、住民の防災意識を高めるには、『笑い』を交えて、防災を分かりやすく紹介するのが効果的ではと考えました。その狙い通り『防災にわか』は大好評







武者姿で「長宗我部祭り」に参加する生徒たち



「防災フェア」での炊き出し訓練



「津波避難マップ」作成のために自主防災組織と現地調査



地域住民への避難訓練説明会

で、地域内外の防災イベントやお祭りなどに引っ張りだことなっています」と隅田教頭は話します。

この他、平成 27 年から毎年実施されている「南海中学校区一斉津波避難訓練」も同校の重要な活動となっています。生徒が自主防災組織の代表者との打ち合わせや、住民への説明会を行って訓練にのぞみます。平成 28 年の訓練の前には、生徒が自主防災組織と協力して「津波避難マッ

プ」の改善に取り組みました。以前のマップの地名には住民に馴染みのない公的な名称が使われており、「どこの場所か分からない」という指摘があったため、住民が聞き慣れた地域独自の呼び名へと修正し、より使いやすいマップとなりました。

訓練当日は、生徒は住民と一緒に避難するだけでなく、避難者受付名簿作成も担当します。訓練後には反省会を開き、参加

者を増やすための改善点などを話し合います。訓練の参加者は毎回 800 人程度にとどまっていますが、それを 2000 人に増やすことが目標になっています。

南海中学校の生徒は防災活動以外にも地域のお祭りや福祉施設の行事などに積極的に参加して、住民との信頼関係を築いています。

こうした地域に根ざした防災活動は高く評価され、南海中学校は平成 28 年度に防災教育チャレンジプランの「特別賞」を、平成 29 年度には、ぼうさい甲子園の「ぼうさい大賞」を受賞しています。

「住民の方からも、『中学生が動くと、大人を動かすことができます。南海中は地域になくてはならない存在』という言葉をいただいています。また、中学生にとっても、自らの活躍の場を得られることで、大きな自信につながっています」と隅田教頭は話します。

今後も、「地域の絆は防災の力」を合言葉に、南海中学校は前進し続けます。

(画像提供：すべて 南海中学校)

## ぼうさい 秋号 [No. 92]

平成 30 年 9 月 28 日発行 [季刊]  
<http://www.bousai.go.jp/kouhou/>

### ● 編集・発行

内閣府(防災担当) 普及啓発・連携参事官室  
〒100-8914  
東京都千代田区永田町 1-6-1  
中央合同庁舎第 8 号館  
TEL:03-5253-2111 (大代表)  
FAX:03-3581-7510  
URL: <http://www.bousai.go.jp>

### ● 編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル  
〒101-0063  
東京都千代田区神田淡路町 2-4-6-7F  
TEL: 03-5298-2111 (代表)  
URL: <http://www.japanjournal.jp>

### ● 印刷・製本

敷島印刷株式会社  
printed in Japan

ぼうさい冬号は平成 30 年 11 月発行の予定です。

### ● 編集後記

全国各地で台風や地震などの災害が続いています。こんな時こそ、災害が起きた際に対応できる「備え」が必要です。日ごろからご自宅の備蓄ストックの確認に加え、防災訓練への参加などを心がけてみてください。

今回は、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)の合同訓練を特集でご紹介しています。倒壊したビルからの救出訓練など、より実践的な訓練の様子が皆様の「心の備え」に繋がると幸いです。



内閣府

# 11月5日は 津波防災の日 世界津波の日



平成30年度「津波防災の日」スペシャルイベント

## 『最新科学 × 津波 × 地域防災』

日時 平成30年 **11**月**5**日 月曜日 13:00 ~ 18:00

場所 川崎商工会議所  
川崎フロンティアビル 2階 KCCI ホール

内閣府 津波防災